

社会福祉法人 宰府福祉会

コミュニティホール 施設利用規約

(目的)

第1条 この施設利用規約は、社会福祉法人宰府福祉会（以下「本法人」という。）が管理するコミュニティホール（以下「ホール」という。）を利用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 ホールの貸与は、本法人の運営上支障がない限りにおいて、地域の支えあい等による福祉活動や地域住民等の福祉を目的とした交流の場等とする諸活動の目的のためにホールの利用を認めることができる。

- 2 災害発生時に、太宰府市との福祉避難所に関する協定により、開設運営の要請が生じた場合や本法人の自主的な避難が生じた場合には、ホールを優先して利用する。

(利用者の条件)

第3条 ホール利用の許可を得て本法人の施設を利用することができる条件は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 近隣の地域住民等の福祉活動による地域交流を目的として利用するとき。
- (2) 近隣の小学校、中学校、高等学校による福祉教育活動を行うことを目的として利用するとき。
- (3) 利用者が主催する福祉、教育等に関する講演会等に利用するとき。
なお、本法人職員が団体の代表等として主催する場合もこれに該当する。
- (4) その他理事長が特に認めるとき。

(利用の申し込み)

第4条 ホールを利用する場合は、ホール利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を本部事務局に申請し、理事長の許可を得なければならない。但し、申請書の受付開始日は利用しようとする日の2カ月前からとし、受付終了日は利用しようとする日の10日前まで（平日午前9時から午後5時まで）とする。また、利用日の申請は当該年度のみとする。次年度分については、次年度の4月1日を申請書の受付開始日とする。

(利用許可否)

第5条 前条によりホール利用の申し込みがあった場合は、本部事務局は次の事項を確認の上、理事長がその許可否を決定するものとする。

- (1) 本法人内の施設活動の秩序を乱し、又は利用者の支援環境を害する恐れがないこと。
- (2) ホール又は設備を損傷し、又は滅失する恐れがないこと。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 特定の宗教活動若しくは政党の支持活動等を目的としていないこと。
- (5) 暴力団の活動等を目的としていないこと。

2 理事長は、ホール利用を許可した利用者にホール利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 第1項にかかわらず、理事長が不相当と認めるときは許可しない。

(利用権利の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはおそれのあるときは、本法人は利用者に対して利用の取り消し、中止、変更又は制限（以下「取り消し等」という。）をすることができる。

- (1) 利用目的に反したとき。
- (2) 本法人の指示に従わないとき。
- (3) 公益を害する恐れが生じたとき。
- (4) 本法人の管理上又は運営上不相当と認めたととき。
- (5) その他、やむを得ない事情により、本法人がこれを利用する必要性が生じたとき。

2 前項の許可の取り消し等により生じる損失については、本法人はその責任を負わないものとする。

(利用者の変更等)

第8条 利用者が利用許可を受けた後に利用日時の変更又は取り消しをする場合は、利用開始日の7日前まで（土日祝日のときはその前日まで）にその旨を本部事務局に申し出なければならない。

(利用期間及び時間)

第9条 ホールの利用期間は、原則として、当該年度の4月の第2月曜日から2月末日までとする。但し、本法人主催の業務が優先されるものとし、また、夏期休暇中の一斉休業

や年末年始休業等又は施設・設備点検日等は利用できないものとする。

- 2 ホールの利用時間は、原則として、平日及び土曜日の午前 10 時から午後 4 時まで、とする。但し、利用時間は、入室から退出（準備、後片付けを含む）までとする。

(利用料金)

第 10 条 ホールの利用料金は、利用許可を受けた後に、原則として利用前に本部事務局の窓口で現金を支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第 11 条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 感染症防止の必要があるときには、ホールの入館時に手指消毒、マスク着用検温を行うこと。

(発熱、のどの痛み等の風邪症状の場合は、入館を控えてもらうこと)

- (2) 本法人から交付されたホール利用許可書は、常に責任者が携帯し、本法人関係者に提示しなければならない。
- (3) 利用許可を受けたホール・設備以外は利用しないこと。
- (4) ホールに物品を搬入しようとするときは、あらかじめ本法人の許可を受けること。
- (5) 車両等は指定の場所に駐車を行う。許可なく、本法人の敷地内を車両走行しないこと。
- (6) 許可なくポスターの貼付、ビラの配布、横断幕・懸垂幕の掲揚等を行わないこと。
又は、物品販売等の営業活動は行わないこと。
- (7) 許可を受けた施設内で火気を用いてはならない。
- (8) 許可なく電気機器類等を搬入しての利用はしないこと。
- (9) 許可なく設備、備品等を移動しないこと。
- (10) ホールは全面禁煙であること。
- (11) ホールの指定する場所以外で飲食はしないこと。
- (12) 準備及び後片付け等は、利用を許可された時間内に、利用者が行うこと。
- (13) 利用後は、利用者が整備及び清掃を行うこと。
- (14) 利用の際に出た廃棄物、ゴミ類は利用者の責任において持ち帰ること。
- (15) 設備等を破損又は滅失したときは、速やかに本法人に届け出ること。
- (16) 利用者が作成する案内に、許可なく本法人の住所、電話番号等を掲載しないこと。
- (17) ホールの収容人数を超えて入場させないこと。
- (18) 利用者は、参加者をホール、駐車場その他必要な場所へ誘導すること。
- (19) 本法人敷地内で発生した交通事故については、本法人は責任を負わないこと。
- (20) その他本法人関係者の指示に従うこと。

- 2 利用者は、前項を遵守するほか、特に火災・盗難の防止、その他規律・秩序を乱す恐

れがある者に対する入場の拒否、又はこれらに万全を期するため十分な整理員の配置等の措置を講じなければならない。

3 利用者が第1項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

(利用者の原状回復義務)

第12条 利用者は、利用後に利用前と同様の状態に原状を回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、ホール又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として本法人に支払わなければならない。但し、利用者が施設又は設備を原形に回復した場合は、この限りでない。

2 利用者は、その利用の参加者の故意又は過失により本法人に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。

3 利用者は、本規約に定める義務を履行しないことにより本法人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。